

# 畜産クラスター事業に係る説明会

【出席者名簿】

日時：平成28年9月6日（火）13:30～

場所：農林水産省 共用第1会議室（7階ドアNO.767）

## 1. 畜産関係団体

| 団体名                | 部署名            | 役職     | 氏名     |
|--------------------|----------------|--------|--------|
| 全国開拓農業協同組合連合会      | 事業推進部          |        | 高田 瞬   |
| 一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会 |                | 常務理事   | 須田 孝   |
| 全国畜産農業協同組合連合会      | 事業部            |        | 吉田 久美子 |
| 全国肉牛事業協同組合         |                | 専務理事   | 鈴木 一男  |
|                    | 経営支援事業部        | 係長     | 田邊 夕子  |
| 全国農業協同組合連合会        | 畜産総合対策部統轄鑑     |        | 肝付 康一  |
| 全国酪農業協同組合連合会       | 購買部            | 副部長    | 山崎 正典  |
|                    | 指導・企画部         | 指導組織課長 | 吉村 薫   |
| 一般社団法人 全日本畜産経営者協会  |                | 常務理事   | 齊藤 勉   |
|                    |                | 審議役    | 大村 順布  |
| 一般社団法人 日本草地畜産種子協会  | 草地畜産部          | 主幹     | 伊藤 雅敏  |
| 公益社団法人 日本農業法人協会    | 総務課            | 課長     | 高須 敦俊  |
| 一般社団法人 日本養鶏協会      | 業務第3部          | 部長     | 山下 務   |
| 一般社団法人 日本養豚協会      |                | 専務理事   | 倉本 寿夫  |
| ホクレン農業協同組合連合会      | 農機燃料自動車部 農業機械課 | 調査役    | 丹羽 淳一  |

## 2. 農林水産省

| 組織名    | 部署名   | 役職    | 氏名     |
|--------|-------|-------|--------|
| 生産局畜産部 | 畜産企画課 | 課長補佐  | 飯野 昌朗  |
|        |       | 課長補佐  | 丹菊 直子  |
|        |       | 畜産専門官 | 佐野 明   |
|        |       | 係長    | 千嶋 崇   |
|        | 畜産振興課 | 係長    | 原田 正人  |
|        | 飼料課   | 係長    | 小野寺 健一 |

## 3. 公益社団法人 中央畜産会

| 組織名          | 部署名 | 役職   | 氏名    |
|--------------|-----|------|-------|
| 公益社団法人 中央畜産会 |     | 常務理事 | 近藤 康二 |

## 4. オブザーバー

| 組織名             | 部署名   | 役職   | 氏名    |
|-----------------|-------|------|-------|
| 独立行政法人 農畜産業振興機構 | 畜產生産課 | 課長代理 | 井上 裕之 |

## 平成28年度補正 畜産クラスター事業に係る説明会 議事次第

日時：H28.9.6 13:30～15:30

場所：農林水産省共用第1会議室

### (1) 今後の取組の方向性

- ① TPP政策大綱における肉用牛・酪農の生産基盤の強化
- ② 未来への投資を実現する経済対策

### (2) 28年度補正予算の内容

- ① 畜産クラスター事業の執行方針（案）
- ② 肉用牛・酪農重点化枠の考え方
- ③ 中山間地域優先枠の考え方（案）
- ④ 輸出拡大優先枠の考え方
- ⑤ 畜産クラスター事業における支援対象者の規定ぶりの見直しについて（案）
- ⑥ 総合評価基準の見直し（自給飼料の利用拡大、畜産環境問題への対応等）

### (3) 重点化枠等の取組に係る畜産クラスター計画の記載方法

### (4) 28年度補正予算にかかる執行スケジュール（案）

### (5) 28年度補正予算にかかる執行フロー

### (6) 28年度補正予算にかかる執行上の留意点

- ① 入札及び3者見積もりの適正な実施について
  - ② 畜産環境問題への対応と地域住民理解の醸成について
  - ③ 畜産クラスター事業の実施体制のあり方について
  - ④ 機械導入事業における協議会内の優先順位の決定について
  - ⑤ 機械導入事業における要望調査、割当対象者の決定について
  - ⑥ 機械導入事業における補助対象機械について
  - ⑦ 機械導入事業における年度を越える取組への対応について
- (7) 平成28年度補正予算の要望調査の実施等について
- (8) 畜産クラスターの取組状況のフォローアップについて
- (9) 畜産クラスターコーディネーター養成研修について
- (10) その他

(1)今後の取組の方向性 ① TPP関連政策大綱における肉用牛・酪農の生産基盤の強化

## 1 攻めの農林水産業への転換（体质強化対策）

### 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ります。

#### ① 畜産クラスター事業の拡充

畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備等を支援します。また、基金化により弾力的な運用を行います。

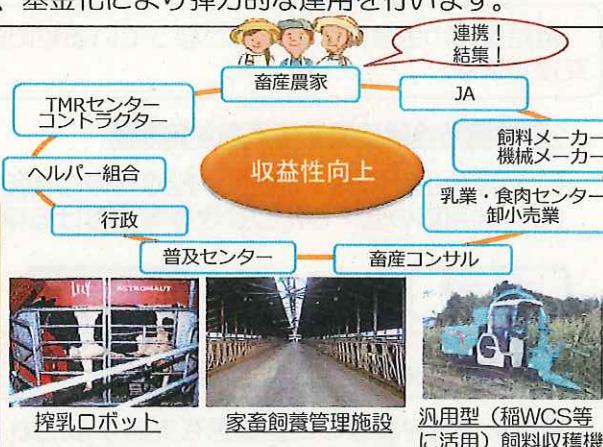
##### ○畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

補助率 1/2以内、定額

支援対象者 個別経営体、法人等

##### 拡充のポイント

- ① 基金化により複数年度の事業実施を含めて弾力的な運用が可能に
- ② 家畜導入の支援を新規就農の場合に加え、地域的な規模拡大（貸付方式の施設整備）の場合にも拡大
- ③ 地域での連携をコーディネートする人材育成を新たに支援



#### ② 畜産クラスターの取組を後押しする草地整備

地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、大型機械化体系に対応した草地の大区画化等の基盤整備を支援します。



#### ③ 和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上

和牛受精卵・性別別精液の活用、優良な純粹種豚・精液の導入等を支援します。

##### ○畜産・酪農生産力強化対策事業

- ・和牛受精卵の活用、発情発見装置・分娩監視装置等の導入
- ・性別別精液・受精卵の活用
- ・優良な純粹種豚・精液の導入等

実施主体 民間団体

補助率 1/2以内



## 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

### ④ 畜産物のブランド化等の高付加価値化

旨み成分の評価指標やそれに基づく和牛の改良技術など、  
国の主導で次世代の技術体系を生み出す研究開発を実施します。



#### ○革新的技術開発・緊急展開事業

実施主体 (研)農業・食品産業技術総合研究機構

さしに加えて新たな旨み成分の評価指標を開発  
旨み成分に富む和牛の改良技術を開発

### ⑤ 自給飼料の一層の生産拡大

自給飼料の生産拡大の障害となっている難防除雑草の駆除による草地改良等の取組を支援します。

#### ○草地難防除雑草駆除等緊急対策事業

- (1) 高位生産草地への転換や駆除対策の活用・普及等
- (2) 利用率の低下した公共牧場等における草地の有効活用



実施主体

民間団体

補助率

1／2以内 等

### ⑥ 畜産農家の既往負債の軽減対策

意欲ある畜産農家の経営改善を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を創設します。

#### ○畜産経営体质強化支援資金融通事業

対象者 畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

貸付条件

- ・ 償還期限 : 酪農及び肉用牛25年以内 (うち据置期間5年以内)  
養豚15年以内 (うち据置期間5年以内)
- ・ 貸付利率 : 0.7%以内 (貸付当初5年間は無利子)
- ・ 利子補給率 : 1.01% ※貸付利率及び利子補給率はH27.11.20現在

融資機関

農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

融資枠

70億円

### ⑦ 家畜防疫体制の強化

家畜保健衛生所による飼養衛生管理・農場消毒に係る指導を徹底します。

実施主体

都道府県、民間団体等

補助率

1/2 等

### ⑧ 食肉処理施設・乳業工場の再編整備の推進

食肉処理施設の施設統合、乳業工場の製造ラインの転換の取組を支援します。

#### ○加工施設再編等緊急対策事業

実施主体 食肉処理業者、乳業者等



補助率 1／2以内等

食肉処理施設



生クリーム貯蔵タンク

## 現状の認識

- 1 酪農経営は、過重な労働負担や新規就農の際の多額の投資負担などを背景に戸数と飼養頭数が減少しており、その結果として生乳生産量の減少も招いている。
  - 2 また、乳用牛への和牛精液の授精、和牛受精卵の移植は、交雑種、和牛の子牛販売による副産物収入を酪農家にもたらす一方で、乳用後継牛の頭数を減らし、初妊牛価格の高騰をもたらし、逆に酪農経営を圧迫する要因ともなっている。

3 TPP合意を受けて、関税削減の影響に対処するためには、コスト削減など、体质強化を図る必要があるが、そのためにもまずは、乳用牛の頭数を増大させることにより、酪農の生産基盤を強化し、酪農経営の安定、競争力の強化を進めていくことが求められる。

- 1 このような現状にあつては、乳用後継牛を確保し、飼養頭数を増大することにより、牛乳製品の安定供給を図つていくことが喫緊の課題となるが、その実現に向けては次の取組が重要。

(1) 乳用後継牛の確保・育成の推進

将来にわたる継続的な発展のためにには、乳用後継牛の確保が重要な課題である。そこで、性別技術の活用により、乳用後継牛の計画的な生産を推進するとともに、自家育成、地域内での育成体制を構築することにより、地域資源を有効活用して、初妊牛を安定的に確保していくことが有効。

(2) 分業体制の構築・省力化の推進

労働負担を軽減し、作業効率を高めるためにも、地域内分業体制を構築し、省力化機械を導入することが必要。そこで、搾乳ロボットの導入と、それに適合した飼養管理システムを普及・定着させることが有効。また、協業化法人の設立は、規模拡大や人材確保にもつながり、生産性向上にも有効。

## 今後の主な課題と対応（案）

- 1 このような現状にあつては、乳用後継牛を確保し、飼養頭数を増大することにより、牛乳製品の安定供給を図つていくことが喫緊の課題となるが、その実現に向けては次の取組が重要。

(1) 乳用後継牛の確保・育成の推進

将来にわたる継続的な発展のためにには、乳用後継牛の確保が重要な課題である。そこで、性別技術の活用により、乳用後継牛の計画的な生産を推進するとともに、自家育成、地域内での育成体制を構築することにより、地域資源を有効活用して、初妊牛を安定的に確保していくことが有効。

(2) 分業体制の構築・省力化の推進

労働負担を軽減し、作業効率を高めるためにも、地域内分業体制を構築し、省力化機械を導入することが必要。そこで、搾乳ロボットの導入と、それに適合した飼養管理システムを普及・定着させることが有効。また、協業化法人の設立は、規模拡大や人材確保にもつながり、生産性向上にも有効。

### (3) 飼養管理の適正化

- ・乳用牛の能力を最大限に発揮させるためには、供用期間の延長、子牛の損耗防止などが重要。そのため、獣医師等の地域の関係者の間で、生産関連データを密に共有しながら、衛生管理、暑熱対策など、適切な飼養管理方法を普及・定着させることを促進することが有効。

#### (4) 流通の効率化

- 2 このような取組は既に先進的な取組として地域的な実践が進んでいますが、これらを更に広く普及し、収益向上に高い効果を得るために、こうした取組を推進していくことが重要。

## 現状の認識

1 肉用牛経営は、高齢化、後継者不足で飼養戸数が減少しており、特に高齢で小規模の農業者が多い繁殖経営では飼養頭数の減少が顕著である。

2 この繁殖雌牛の減少が肉用子牛の価格高騰を招き、肥育経営を圧迫させる要因となっている。

3 TPP合意を受けて、関税削減の影響に対処するためにには、コスト削減など体质強化を図る必要があるが、そのためにもまずは繁殖雌牛の頭数増大など、肉用牛経営生産基盤を強化し、肥育経営の安定、肉用牛生産の競争力の強化を進めしていくことが求められている。

## 今後の主な課題と対応（案）

1 このような現状にあつては、繁殖雌牛の増頭、生産コストの削減その他の生産性向上が喫緊の課題となるが、その実現に向けては次の取組が重要。

### (1) 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築

- ・繁殖経営では一頭ごとのきめ細かな飼養管理が求められ、中小の家族経営も含めて多数の農家が肉用子牛の供給を支えることが求められる。そこで、中小家族経営が、それそれ少しずつでも増頭していくのにキヤトルステーション等の仕組みにより地域的な支援体制を構築することが有効。
- ・また、分娩管理、子牛育成、飼料生産等の生産工程を地域内で分業することにより、労働負担を軽減し、生産効率を向上させることも有効。

### (2) 受精卵移植技術の活用拡大

- ・販売価格の高い和牛生産の増大を図ることは、我が国畜産の競争力強化に資する一方で、乳用雌牛への和牛受精卵移植は、乳用後継牛の確保に与える影響に配慮する必要。そこで、交雑種雌牛の肥育前に和牛受精卵を移植する、いわゆる一産取り肥育などにより、交雑種雌牛も活用して和牛生産を拡大することが有効。

### (3) ICT（情報通信技術）の活用促進

- ・分娩時の雌牛監視や子牛の個体管理などが、繁殖経営にとって大きな労働負担になつており、生産性の向上（省力化、繁殖成績の改善）や規模拡大における足かせとなつている。そこで、ICTを活用した発情発見機、分娩監視装置、哺乳口ボット等の技術を活用することが有効。
- ・また、放牧や繁殖と肥育の一貫経営への移行もコスト削減、生産効率の向上に有効。

2 このような取組は既に先進的な取組として地域的な実践が進んでいますが、これらを更に広く普及し、収益向上に高い効果を得るために、畜産クラスターの構築その他の手法により、こうした取組を推進していくことが重要。

## 現状の認識

- 我が国の飼料供給は、主に国産でまで依存している濃厚飼料が21%、輸入で依存している濃厚飼料が79%の割合(TDNベース)となっている。  
飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、酪農で5割程度、肉用牛畜産で4割、和牛肥育では3割(素畜費を除けば7割)となっている。
- 濃厚飼料は、飼料用米等が有効であるものの、一般的には我が国の気象条件や急峻な地形条件等を考慮すれば、諸外国に比べ生産コストが割高である。

他方、粗飼料については、輸入飼料は価格や調達等のリスク要因がある一方、国産飼料は輸入飼料に比べ安定生産が可能であり、かつ、約4割程度低成本で生産可能である。

- このため、我が国においては、水田や耕作放棄地等の有効活用、コンタクト等の飼料生産組織の活用、食品残さ等未利用資源の利用拡大により、輸入原料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換を推進する必要がある。

## 今後の主要な課題と対応（案）

- このような現状にあつては、引き続き配合飼料価格格安定制度の安定運営を図るとともに、我が国の土地基盤を有効活用することにより、自給飼料の増産を図っていく必要。  
特に酪農・肉用牛の生産基盤の強化のためにには、経営コストの4～5割程度を占める飼料費の低減が不可欠であり、都府県酪農における良質な粗飼料生産や乳用後継牛の育成確保のための体制整備、労働力や飼料費の低減のための放牧の推進等、総合的な飼料増産の取組を更に進めいくことが喫緊の課題となるが、その実現に向けては次の取組が重要。

### (1) 耕畜連携の強化と国産飼料の広域流通体制の構築

- 土地条件等の制約から、自給飼料の生産拡大が困難な状況にある地域においては、耕畜連携により生産される国産飼料を調達できるよう取組を推進するため、国産飼料の広域流通体制を整備することが有効。

### (2) 公共牧場の活用拡大と機能強化

- 我が国の公共育成牧場は、700ha以上が存在するが、大家畜飼養頭数の減少等から、利用率が5割未満の牧場が全体の約1／4を占めるなど、利用率が低下している状況。公共育成牧場には、牧草・放牧地等の飼料生産基盤などの既存ストックがあるため、生産基盤の強化を図ることも、その活用を図ることが有効。

### (3) 日本型放牧モデルの推進

- 放牧は、飼料の生産・給与や家畜排せつ物処理等の省力化が可能であり、生産コストの削減、牛の健康維持や繁殖能力の向上等にも有効。
- 肉用牛放牧の取組は、中山間等の耕作放棄地や転作田等を活用することにより、生産コストの大幅な引き下げを図ることが可能。
- 放牧酪農の取組は、草地基盤の豊富な地域では集約放牧技術の導入により所得向上を図ることが可能。

(1) 今後の取組の方向性

## ② 未来への投資を実現する経済対策（抜粋）

平成28年8月2日  
閣議決定

### 第2章 取り組む施策

#### II. 21世紀型のインフラ整備

##### (2) 農林水産物の輸出促進と農林水産業の競争力強化

農は国の基であり、地方が誇る魅力の源である。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の発効を見据えて、農林水産物・食料の輸出促進や競争力の強化など「攻めの農林水産業」の実現に向けた基盤となるインフラ整備等をハード・ソフト両面から進める。

##### ② 農林水産業の競争力強化

(i) 農林水産業の競争力強化に向けて、画期的なイノベーション、中山間地域の農業所得向上へのインフラ整備等を加速する。また、「総合的なTPP関連政策大綱」6に基づき、施策の着実な実施を図り、次世代を担う担い手の育成、産地イノベーションの促進、畜産・酪農の総合的な収益力強化等を進める。

### 第3章 各項目の主な具体的措置

##### (2) 農林水産物の輸出促進と農林水産業の競争力強化

・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進（農林水産省）

## ①畜産クラスター事業の執行方針(案)

| 基金分:222億円         |                                     | 28補正(685億円)  |                |
|-------------------|-------------------------------------|--|----------------|
| <b>[目:事業費補助金]</b> |                                     | 一般分(公債対象経費等):463億円<br>〔目:地方公共団体整備費補助金〕<br>〔目:地方公共団体事業費補助金〕 |                |
| 一般枠               | 肉・酪重点化枠                             | 一般枠  | 中山間枠           |
| (機械導入)<br>(実証調査)  | 100億円<br>(施設整備)<br>(機械導入)<br>(実証調査) | 388億円<br>(施設整備)  | 50億円<br>(施設整備) |

### 基金として執行

- 1 基金分の取扱いの留意点
  - ① 基金として執行(複数年度事業も可)。
  - ② 施設整備は、肉・酪重点化枠のみで対応。
- 2 肉・酪重点化枠の取扱い
  - ① 枠内で、総合評価、現行水準、目標水準により優先順位の高い取組から割当。
  - ② 枠内で割当ができない場合であっても、一般分での再審査は行わない(まとまった取組として支援)。
- 3 要望調査の実施
  - 2回に分けて要望調査を実施予定。  
(1回目は年内に実施)

### 年度内執行(交付決定)

- 1 一般分の取扱いの留意点(各枠共通)
  - ① 施設整備(家畜導入含む)のみが対象。
  - ② 一般分については、年度内執行が必要。
  - ③ 単年度事業として実施(複数年度事業は不可)。
  - ④ 肉・酪重点化枠以外の施設整備については、一般分で要求のこと。
- 2 中山間枠・輸出枠の取扱い
  - ① 両枠ともに、枠内での優先採択を実施。
  - ② 枠内で割当ができない場合には、一般枠にて審査。
  - ③ 要望額が枠に満たない場合の枠の残額は一般枠として取扱う。
- 3 要望調査の実施
  - 2回に分けて要望調査を実施予定。  
(いざれも年内に実施。1回目約8割、2回目約2割を予定)

## (2)28年度補正予算の内容

### ②肉用牛・酪農重点化枠の考え方(1)

- 肉用牛・酪農の生産基盤の強化を進めるため、具体的な取組(手法)を提示し、該当する取組を重点的に支援。
- このため、地域システムの確立に向け意欲的な取組が既に行われており、施設整備、機械導入、実証調査を一體的に支援することで、効果的なモデルの確立が期待される地域を支援。

#### 肉用牛・酪農重点化枠で推進する取組

##### (肉)用牛

- 1 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築(飼料生産業務、哺育・育成業務、繁殖業務の外部化、分業化)
- 2 受精卵移植技術の活用拡大(1産取り肥育の拡大)
- 3 ICTの活用推進(発情発見装置、分娩監視装置等の普及定着、活用推進)
- 4 繁殖・肥育一貫体制の構築(繁殖雌牛増頭による繁殖肥育一貫体制の構築)

##### (酪農)

- 1 乳用後継牛の確保・育成の推進(性別別精液(受精卵)の計画的な活用、育成体制の構築)
- 2 分業体制の構築・省力化の推進(飼料生産業務、哺育・育成業務の外部化、分業化を通じた酪農家の生産量の拡大)



- ① 施設整備、機械導入、実証調査に一體的に取り組む場合、これを一體的に支援。
- ② 地域システムの安定的な利用を促進し、地域システムの機能を発揮するため、以下の拡充措置

- 1) 地域システムを活用する畜産農家が規模拡大を行う場合の家畜導入を購入方式でも可
- 2) 就農予定者や当該取組を普及するために必要な研修施設を支援対象として拡大

#### ○ 都道府県が実施する総合評価結果

##### 「現状水準」及び「目標水準」

- 意欲の高い地域を対象とするための「現状水準」
- 地域システムの構築のために既に取り組んでいること

##### 外部有識者による評価

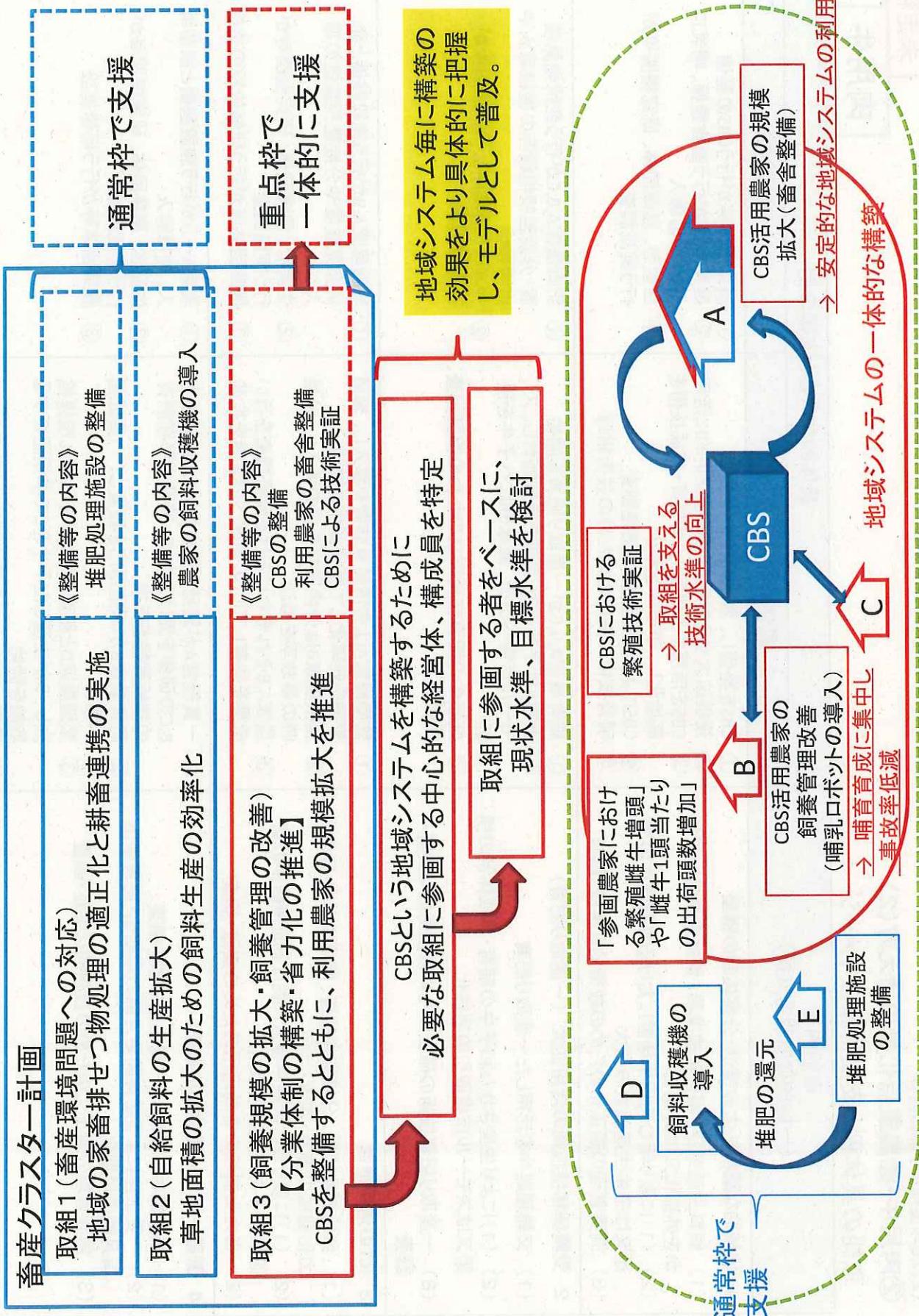
都道府県の総合評価により、一定水準をクリアした畜産クラスター計画について、外部有識者による重点化枠に係る取組の成果目標としての「目標水準」

- 取組の成果としての「目標水準」
- 取組の成果として5年以内に達成する目標水準(肉用牛における繁殖雌牛頭数の増加、酪農における生乳生産量の増加等)に関する計画を有していること



(2) 28年度補正予算の内容

② 肉用牛・酪農重点化枠の考え方(1)



未定稿

(2) 28年度補正予算の内容

②肉用牛・酪農重点工作の考え方(2)  
取組の具体例と支援対象のイメージ

未定稿  
肉用牛

| 取組内容<br>(一體的な取組を支援)   | 具体的な内容と支援の例   |   |      |
|---|---|---|------|
|   | 具体的な取組例   |   | 支援対象 |
| 1 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築<br>(1) 飼料生産業務、哺育育成業務、繁殖業務のいづれかを外部化又は分業化<br>(2) (1)に取り組む肉用牛経営における繁殖雌牛の増頭又は子牛生産頭数の拡大<br>(3) 飼養管理の適正化のための技術的な実証・調査 | ① CBSを整備し、繁殖業務を分業化<br>② 規模拡大する農家AがCBSを安定的に活用<br>③ CBSを活用する農家B,Cが哺育・育成技術を高度化し、事故率を減少<br>④ CBSによる繁殖技術の実証調査<br>⑤ 哺育技術の高度化のための技術指導  | ① 農業団体等が行うCBSの整備<br>② 農家A,B,Cが行う畜舎整備、哺乳口ボット等の導入<br>③ 生産者、農業団体、研究機関等が行う実証調査        |      |
| 2 受精卵移植技術の活用拡大（一産取り肥育）<br>(1) 交雑種雌牛を活用した一産取り肥育<br>(2) (1)により生産された和子牛の哺育・育成体制の構築又はスマート市場取引の活性化<br>(3) 一産取り肥育技術の確立のための技術的な実証・調査         | ① 育成農家A,B,Cが一産取り肥育を開始<br>② 農家Aは子牛を3ヶ月まで自家哺育し、スマート市場へ出荷、農家BはCへ子牛を預託<br>③ 妊娠牛の肥育技術確立のための実証調査、技術指導   | ① 育成農家A,B,Cが行う発情発見装置・分娩監視機械等の機械導入や施設整備<br>② 生産者、農業団体、研究機関等が行う実証調査                 |      |
| 3 ICTの活用推進<br>(1) 発情発見装置、分娩監視装置、哺乳口ボット等の省力化機械の普及・定着・活用<br>(2) (1)に取り組む肉用牛経営における繁殖雌牛の増頭又は子牛生産頭数の拡大<br>(3) 省力化機械の有効活用のための実証・調査          | ① 繁殖農家Aは発情発見装置を導入し、繁殖管理を効率化して繁殖雌牛を増頭<br>② 繁殖農家Bは分娩監視装置を導入し、分娩時の事故率を低減<br>③ 農家A,Bそれぞれにおける実証調査を行い、成果を共有してICTの地域への定着を推進  | ① 繁殖農家A,Bが行う施設整備と発情発見装置や分娩監視装置の導入<br>② 生産者、農業団体、研究機関等が行う実証調査<br>③ 農業団体等が行う研修施設の整備 |      |
| 4 繁殖－肥育－畜舎の構築<br>(1) 繁殖雌牛を増頭し、一貫生産体制を構築<br>(2) 一貫生産による肥育開始月齢の早期化・肥育牛出荷月齢の早期化<br>(3) 飼養管理の適正化のための技術的な実証・調査                             | ① 一貫経営Aが繁殖部門を拡大し、肥育農家B,Cの研修を受け入れて、繁殖や早期肥育の技術習得を支援<br>② 育成農家Bが繁殖部門を設置し、一貫経営へ移行<br>③ 繁殖農家Dと肥育農家Cがそれぞれ規模拡大し、Dが生産した子牛をCで早期肥育する取組を開始<br>④ 農家A～Dにおける肥育開始・出荷月齢を早期化するための技術の実証調査 | ① 農家A～Dが行う施設整備と畜舎導入、機械導入<br>② 生産者、農業団体、研究機関等が行う実証調査<br>③ 農業団体等が行う研修施設             |      |

(2) 28年度補正予算の内容  
 ② 肉用牛・酪農重点化枠の考え方(2)

取組の具体例と支援対象のイメージ

| 取組内容<br>(一括的な取組を支援)   | 具体的な取組例<br>具体的な取組例   | 具体的な内容と支援の例<br>支授対象   |
|---|--|---|
| <b>1 乳用後継牛の確保・育成の推進</b> <p>(1) 性別精液(受精卵)を活用し乳用後継牛を計画的に増産<br/>         (2) 地域で計画的に育成体制を構築するための以下の取組<br/>             ア 個々の農家における自家育成頭数の拡大<br/>             イ 飼養管理の適正化のための以下の実証<br/>             (3) 性別精液(受精卵)の受胎率の向上<br/>             ア 哺育育成技術の改善による事故率の低減<br/>             イ その他乳用後継牛の増頭に資する実証<br/>             ウ</p>   | <p>① 地域で乳用後継牛を育成するため、哺育・育成センターを整備<br/>         ② 酪農家A,B,Cは性別精液(受精卵)の活用により乳用後継牛を増産し、A,Bは哺育・育成センターへ預託し、Cは一部哺育・育成センターを活用しながら、自家育成を行う<br/>         ③ 関係機関による酪農家A,B,Cにおける性別精液(受精卵)の受胎率向上のための実証調査<br/>         ④ 哺育・育成センターによる子牛の事故率低減に向けた実証調査及び酪農家Cへの技術指導</p>            | <p>① 農業団体等が行う哺育・育成センターの整備<br/>         ② 酪農家A,B,Cが行う、牛舎の整備及び家畜導入、哺乳口ボット等の導入<br/>         ③ 酪農家A,B,C及び研究機関等が行う実証調査</p>   |
| <b>2 分業体制の構築・省力化の推進</b> <p>(1) 飼料生産業務、哺育・育成業務の両方若しくはいずれかを外部化、分業化<br/>         (2) (1)に取り組む酪農家における搾乳作業の強化、生産量の拡大を図るために以下の取組<br/>             ア 搾乳口ボット等、効率的搾乳体系の導入<br/>             イ 飼養頭数の拡大又は飼養管理の改善による乳量の増加<br/>             (3) 飼養管理の適正化のための以下の実証・調査<br/>             ア 飼料の品質、収量の向上<br/>             イ 哺育育成技術の改善による事故率の低減<br/>             ウ 効率的搾乳体系による乳量向上</p> | <p>① 飼料生産組織を設置し、飼料生産業務の受託を行ふ<br/>         ② 新規就農者Aが哺育・育成専門経営を開始し、地域の酪農家の子牛の哺育・育成業務を受託<br/>         ③ 地域の酪農家Bは飼料生産業務及び哺育・育成業務を外部化し、搾乳口ボットを導入して効率的な生乳生産体系を構築<br/>         ④ 搾乳口ボットによる省力的搾乳体系の確立のための実証調査<br/>         ⑤ 分業体制の構築の成果の普及、新規就農者の技術習得・定着のための技術指導、研修の実施</p> | <p>① 飼料生産組織が行う飼料調整・保管施設の整備や飼料収穫機械の導入<br/>         ② 新規就農者Aに農業団体等が賃付ける施設の整備や哺乳口ボット等の導入<br/>         ③ 酪農家Bが行う牛舎の整備、家畜の導入及び搾乳口ボットの導入等<br/>         ④ 酪農家B、農業団体及び研究機関等が行う実証調査<br/>         ⑤ 農業団体等が行う研修施設の整備</p> |

未定稿

酪農

### ③ 中山間地域優先枠の考え方(案)

未定稿

- 経済対策において、「中山間地域の農業所得向上へのインフラ整備等の加速」が位置づけられている中、中山間地域における基幹産業である畜産・酪農においても、拠点整備を優先的に支援。
- 中山間地域内の生産活動が継続されるよう、傾斜地の多い中山間地域で推進すべき具体的な取組を提示し、合致する取組を優先採択。
- また、中山間地域所得向上支援対策と連携し、同対策の枠組の中の事業を活用できる仕組みを用意。(検討中)

#### 中山間地域優先枠で推進する取組(案)

- ① 放牧等を活用した規模拡大に必要な畜舎整備
- ② 中山間地域の拠点となる哺育・育成施設、繁殖施設の整備
- ③ 中山間地域での自給飼料生産拡大のためにTMRセンターやコントラクター、飼料生産組合が行う取組に必要な施設整備
- ④ 中山間地域の畜産農家が自ら生産した畜産物の高付加価値化を図るために取り組む畜産物加工施設の整備

中山間地域の不利な土地条件を考慮し、以下の要件緩和を実施。

- ① 中山間地域において、基準単価の1.3倍の上限単価を適用可能(協議不要)。
- ② 施設整備を行う中心的な経営体が地域全体の伸び率以上との取組をした場合に規模拡大要件を緩和。

#### 中山間地域優先枠の対象地域(施設)

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第4項の規程に基づき公示された特定農山村地域のほか、8法令に定める地域内で整備される施設。(中山間地域所得向上支援事業を活用できるのはそのうち 中山間所得向上計画の計画地域として主傾斜等の要件を満たした地域に限る。)

## ④ 輸出拡大優先枠の考え方

- 輸出の安定的な拡大に資する生産余力を創出するため、生産量の拡大や輸出に対応した生産基盤の整備に取り組む畜産クラスター協議会で行う施設整備を優先して支援

### 輸出拡大優先枠で推進する取組

- 協議会の構成員に輸出に取り組む事業者が含まれていること
- 安定的な輸出を確保するための生産余力を創出するため、輸出計画を踏まえた生産拡大計画を有すること
- 生産する畜産物の輸出に当たって、畜種別統一口ゴマーケ等を活用する計画を有すること。

上記要件を満たす取組について、優先枠の範囲内で、優先的に採択  
(一定水準の総合評価結果を有するものに限る。)

### 輸出拡大優先枠を活用するための要件

- 1 「輸出に取り組む事業者」とは、「輸出に取り組む事業者」とは、畜産物(牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳及びその加工品)に係る輸出実績を有する、または、その体制、事業内容から、継続的な輸出が行わざると見込まれる企業、農業者が組織する団体、生産者等であって、事業実施の翌年度から5年間は、協議会の畜産物生産に対して、輸出事業者の観点から助言を行うことができる者。
- 2 「輸出計画」及び「生産拡大計画」とは
  - ① 「輸出計画」とは、輸出に取り組む事業者が策定する任意の計画であり、輸出の相手国、数量が記載されており、畜産クラスター協議会と共有されている計画。
  - ② 「生産拡大計画」とは、輸出計画を踏まえて、安定的な輸出の確保に資するための「生産数量の拡大」、「輸出条件にあつた生産方法の確保」について記載された計画。
- 3 「畜種別統一口ゴマーケ等の活用計画」とは
  - 2-①の「輸出計画」に、畜種別統一口ゴマーケを活用する計画が記載されていること。



## ⑤ 畜産クラスター事業における支援対象者の規定ぶりの見直しについて(案)

### 【考え方】

- 畜産クラスター事業の補助対象者については、①経営管理能力を有することと、②経営の継続性を有することが基本であることから、「法人化」は推進の方針として維持しつつ、青色申告の実施、後継者の有無(経営者の年齢)による経営の継続性が確保される場合、知事の特認により法人化しない場合も支援対象とすることを見直し。
- 一方で、既に法人化している経営においては、出資者要件によって、畜産農家が主体である経営を確保していたところ。
- しかしながら、畜産経営において、法人化が進展している中、代替わりや農場の買収等を通じて出資者が畜産農家等であることの判定が難しい会社が今後増加することが見込まれる。
- また、今後の生産基盤を担う畜産経営を育成していく観点から、その支援は十分な資本力を有する大企業よりも、今後、経営基盤の拡大・強化を図ろうとする畜産経営に集中されるべき。
- このような状況を踏まえ、支援対象者の規定について所要の改正を実施。

未定稿

|   | 改正後   | 改正前    |
|---|---|--------|
| 畜産を営む者  | (改正なし)  |        |
| ①3年以内の法人化計画を有する者<br>②青色申告、後継者の有無(経営者の年齢)、知事特認   |   |        |
| 農事組合法人  | (改正なし)  |        |
| 農事組合法人以外の農地所有適格法人   | (新設)  |        |
| 株式会社、持分会社であって、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むものの。<br>ただし、以下のア)、イ)に該当するものは除く<br>ア) 資本の額または出資の額が3億円超かつ、常時雇用者数が300人超<br>イ) 議決権の1/2以上がア)に掲げるものが所有 | 株式会社(農業協同組合、農協連、地方公共団体、独法農畜産業振興機構、又は畜産を営む農家が保有する株式の合計が、過半であって農業を主たる事業として営むもの又は農地保有適格法人) |        |
| 合同会社、合名会社又は合資会社(農業を営む個人が社員となっている会社であって農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半数を占めるもの又は農地保有適格法人)                                  | (改正なし)  |        |
| 特定農業団体  | (改正なし)  |        |
| 事業協同組合、事業協同組合連合会(定款において農業の振興を主たる事業として位置づけているもの)   | (改正なし)  |        |
| 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人(定款において農業の振興を主たる事業として位置づけているもの)  | (改正なし)  |        |
| 公社(地方公共団体が出資している法人)   | (改正なし)  |        |
| その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体)   | 農業協同組合<br>農業協同組合連合会<br>事業実施から3年以内に法人になる計画を有する2戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体                 |        |
| 原則として5戸以上の畜産を営む個人が構成員となっている団体   | (改正なし)  | 地方公共団体 |

別添1

## 畜産クラスター計画に係る総合評価基準（案）

## I 畜産クラスター計画に係る総合評価基準

※ 各評価項目の採点の根拠とした資料を添付すること

| 評価する内容   | 評価の方法  |                 |
|--|--|-----------------|
| (1) 地域の政策課題への対応<br><br>① 目的の設定が収益向上に資するものとなっており、政策課題に対応した成果の上がるものとなっている。   | <p>協議会の取組が都道府県計画等の地域計画等と整合し、都道府県等の支援を受けて高い効果を発揮するかについて評価。</p> <p>「特に推進すべき取組」（別添）に列挙された次の政策課題（テーマ）に対応し、各地域の実態を踏まえて、成果が上がるものとなっているかについて、次を評価。</p> <p>政策課題（テーマ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 新規就農の確保、ii) 担い手の育成、</li> <li>iii) 労働負担の軽減、iv) 飼養規模の拡大・飼養管理の改善、v) 自給飼料の拡大、vi) 畜産環境問題への対応、vii) その他都道府県が別途定める課題</li> </ul> <p>○ 目的の設定と政策課題への対応<br/>地域の実態を踏まえて目的が設定されており、協議会が重点的に取り組む政策課題（テーマ）と畜産クラスター計画で定めた政策課題（テーマ）について、その課題に着目した取組が実際に行われ、収益向上に資するものとなっているか。</p> | 25点<br><br>最大7点 |
| ② 協議会の取組と都道府県計画等が整合している。<br><br>※ 都道府県計画等とは、次のいずれかをいう。<br>・酪肉近都道府県計画<br>・酪肉近市町村計画<br>・畜産再興プランに係る緊急3課題の目標<br>・その他都道府県、市町村が策定し公表 | <p>協議会の取組が都道府県計画等で推進すべき政策課題と整合的なものになっているかについて、協議会の取組が、都道府県計画等のどの部分に該当するかを明らかにした上で、次を評価。</p> <p>ア) 都道府県計画等との整合性<br/>都道府県計画等の実現に向けて効果を発揮する取組であるか。</p> <p>イ) 都道府県計画等の優先度合い<br/>都道府県計画等に掲げられた項目のうち、特</p>   | 最大10点           |

(2) ⑥総合評価基準の見直し

平成28年8月30日全国担当者会議

|  |  |  |
|--|--|--|
| している独自の振興計画                            | に優先度が高いとされた項目に対して、高い効果を発揮する取組であるか。   |  |
| ③ 都道府県等が補助その他の施策により支援している。             | 都道府県、市町村、農協等の地域の機関が、畜産クラスター計画に位置づけられた取組に対して、補助、融資等による支援を行っているかを評価。   | 最大5点                                   |
| ④ 収益向上に貢献し得る他の政策課題に対応し、成果が上がるものとなっている。 | <p>①の政策課題のほか、地域の実態を踏まえて、例えば次のような課題に即した取組を実施するかを評価。</p> <p>ア) 女性の参画<br/>イ) 輸出促進<br/>ウ) 雇用の創出<br/>エ) 新たな産業の創出（飲食化等）<br/>オ) 畜産業に関する一般消費者の理解促進（飲食等）に資する取組を行い、効果が明らかになっている場合に、その課題の数に応じて加点する。</p>   | 効果が明らかになっている場合に、その課題の数に応じて加点し、<br>最大3点 |
| (2)行動計画の実現可能性                          | 畜産クラスター計画の「行動計画」が実現可能なものか、その確からしさを評価。  | 25点                                    |
| ① 行動計画の内容が、現状分析・将来像を踏まえた妥当なものとなっている。   | <p>行動計画の内容（規模、スケジュール、支援対象等）の、「目的」欄で記載している現状分析、目指す将来の姿との関係において、次を評価。</p> <p>ア) 地域の固有の事情への対応<br/>各地域の実態を踏まえた固有の対応策として、有効な方策であって、目指す将来の姿の方向性に合致したものとなっているか（一般的、表層的なものとなっていないか。）。</p> <p>イ) 取組の規模<br/>現状分析と目指す将来の姿に照らして、適切な規模となっているか。（解決すべき課題や目標設定が曖昧なため、規模が適切か判断できない、又は地域や構成員の実態に照らして実現の見込みがない程に過大な目標になっていないか、逆に、局所的、一時的な過小な取組となっていないか。）。</p> | 最大6点                                   |

(2) ⑥総合評価基準の見直し

平成28年8月30日全国担当者会議

|   |   |      |
|---|---|------|
|   | <p>② 行動計画が、中心的な経営体やその他の構成員が実行に移せるよう具体的で明確なものとなっている。</p> <p>行動計画が実現可能かを、個々の構成員の活動に着目して判断するため、次を評価。</p> <p>ア) 行動計画の具体性<br/>行動計画の中で、<br/>a) 中心的な経営体<br/>b) その他の構成員（中心的な経営体を支援する関係機関）<br/>c) 協議会の事務局<br/>が、それぞれ、<br/>x) 何を行うのか<br/>y) いつまでに行うのか<br/>z) どのような役割で相互に連携しているのか<br/>が明確になっているか。（施設整備、機械リース事業の直接の対象でない者の役割も明らかになっているか）</p> <p>イ) 構成員毎の現在の取組状況<br/>これまでの中心的な経営体、その他の構成員の取組状況及び事務局の組織・体制、活動実績を踏まえ、それぞれの取組内容が、それぞれが実施可能なものとなっているか。</p> | 最大6点 |
| <p>③ 取組の準備状況から、行動計画が実行されると見込まれる。</p>            | <p>行動計画を実行するために、準備が十分に進んでいるかを判断するため、次を評価。</p> <p>○ 実行に向けた準備の状況</p> <p>ア) 体制の整備<br/>(事務局の人員が整っているか、取組毎の役割分担の決定・組織化がなされているか)</p> <p>イ) 会議等の開催（協議会の会合、取組毎の会合が適時に実施されているか）</p> <p>ウ) スケジュール<br/>(明確な作業スケジュールが定められ、進行管理がなされているか)</p> <p>等の実施状況、検討状況について、根拠資料を確認し、今後の取組が着実に実施されると見込まれるか。</p>  | 最大8点 |
| <p>④ 高収益型畜産体制構築事業（調査・実証事業）や協議会独自で行っていこれまでの取</p> | <p>行動計画に定めた取組に関するこれまでの取組実績について、実施状況や成果に関する根拠資料を確認し、次を評価。</p> <p>ア) 高収益型畜産体制構築事業等の成果の反映</p>  | 最大5点 |

## (2) ⑥総合評価基準の見直し

平成28年8月30日全国担当者会議

|   |  |                         |
|---|--|-------------------------|
|   | <p>組の成果が計画に反映されている。</p> <p>高収益型畜産体制構築事業（調査・実証事業）及びその他の協議会独自の取組の成果が明らかになっており、行動計画がその成果に基づいたものとなっているか。</p> <p>イ) 調査・実証事業の計画<br/>今後、調査・実証事業を実施する計画を有しており、調査・実証事業で目指す成果が、行動計画の実現に資するものとなっているか。</p>   |                         |
| <p>(3) 収益向上の効果</p> <p>① 行動計画に示された取組が、地域の収益向上に資するものとなっている。</p> | <p>行動計画を着実に実行した場合、地域の収益向上に向けて高い効果を發揮するかを評価。</p> <p>行動計画に示された取組が、地域の収益向上に資するかについて、次を評価。</p> <p>ア) 行動計画と期待される効果の因果関係<br/>「行動計画」に定められた取組（何年間継続するか、幾つの経営体がどの程度の規模で行うのか）と、「期待される効果」に示された効果（コストがどれだけ削減され、又は販売額がどれだけ増加されるか）との因果関係が明らかであるか。</p> <p>イ) 収益向上効果の算定<br/>それぞれの取組による効果が、コスト削減や販売額の増加といった指標に換算され、収益向上の効果として適切に算出されるなどにより、取組の収益向上への効果が明らかになっているか。</p> <p>ウ) 関係機関（その他の構成員）の貢献<br/>施設整備や機械導入を行った場合の直接的な効果以外に、地域の関係機関（自治体、生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売企業など）の構成員の連携の取組により、収益が更に向上するものとなっているか。</p> | <p>15点</p> <p>最大10点</p> |
| <p>② 収益向上効果の把握・検証が適切に行われ、目標・</p>                              | <p>収益向上の効果について、その把握・検証が適切に行われるとともに、目標や検証結果が理解・共有されているかを評価。</p>   | <p>最大5点</p>             |

(2) ⑥総合評価基準の見直し

平成28年8月30日全国担当者会議

|  |   |                     |
|--|---|---------------------|
|  | <p>検証結果が理解・共有されている。</p> <p>ア) 効果の把握・検証<br/>収益向上の効果を把握するためのデータが、個別経営からも含めて収集され、その効果を検証することが可能であるか。</p> <p>イ) 目標・検証結果の理解・共有<br/>収益向上の目標とその達成のための取組の効果の検証結果を理解・共有し、必要な改善策を講ずることが可能となっているか。</p>   |                     |
| <p>(4)連携の実効性</p> <p>① 協議会内で取組に応じた連携体制が整備されている。</p> | <p>行動計画を着実に実行した場合、地域の連携が実効性を持つかについて評価。</p> <p>連携体制の整備状況について、会合の開催状況や取組実績等の根拠資料を確認の上、次を評価。</p> <p>ア) 連携体制の整備状況</p> <p>a) 施設の共同利用を通じた取組<br/>共同利用施設が多くの経営体に効果的に活用されるための方法・計画について、関係者間での話し合い等を通じて具体的な方法・計画が明らかにされており、その方法・計画の理解が醸成されているか。</p> <p>b) 個々の中心的な経営体が地域的に連携する取組<br/>地域全体での目標や個々の中心的な経営体の取組の効果を地域に波及するための方法・計画について、話し合い等を通じて具体的な方法・計画が明らかにされており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよう、協議会事務局等により広報・指導、推進などが行われているか。</p> <p>イ) 取組の効果等についての情報共有<br/>協議会での取組の実施状況が報告、把握され、取組の効果や改善方法についての話し合い等を通じて、情報共有がなされるようになっているか。</p> | <p>10点<br/>最大5点</p> |

(2) ⑥総合評価基準の見直し

平成28年8月30日全国担当者会議

|  |  |      |
|--|--|------|
| ② 中心的な経営体とその他の構成員の役割分担が明確で相互に効果的に連携している。 | <p>中心的な経営体とその他の構成員の役割分担の明確さ、効果的な連携について、評価。</p> <p>ア) 明確な役割分担と関係者の認識<br/>協議会の取組内容や行動計画において、中心的な経営体とその他の構成員（生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売業者などの関係機関）の役割がそれぞれ明らかになっており、その役割分担が十分に行われているか。定期的な話合いの場や互いの連絡等により互いの役割が確認されているか。</p> <p>イ) 相互の効果的な連携<br/>中心的な経営体とその構成員の役割が相互に関連し合い、十分な効果を発揮できるものとなっているか。定期的な話合いや連絡等により、役割分担の実効性を検証し、改善方法を見い出し実施することができるものとなっているか。</p> | 最大5点 |
|--|--|------|

合計 75点

## (2) ⑥総合評価基準の見直し

平成28年8月30日全国担当者会議

## II 施設整備の事業計画に係る総合評価基準

※ 各評価項目の採点の根拠とした資料を添付すること

## 1 施設整備による直接的な効果等

| 評価する内容                                | 評価の方法   | 配点   |
|---------------------------------------|---|------|
| (1) 施設整備を実施する中心的な経営体の評価               | 中心的な経営体が、施設整備により収益向上が見込まれるかについて評価する。  | 15点  |
| ① 施設の活用等の準備状況が整っており、行動計画に沿った活用が見込まれる。 | 整備した施設の活用等に係る準備状況（補助残の手当を含む。）及び過去の実績から、整備する施設が行動計画に沿って確実に活用され、効果が発揮されると見込まれるか。  | 最大5点 |
| ② 中心的な経営体自身の収益向上が図られている。              | 中心的な経営体自身の収益が十分に向上すると見込まれるか。<br>施設整備の内容、行動計画における施設の利用の具体的な内容から、中心的な経営体の収益向上の効果の達成が期待されるか。   | 最大5点 |
| ③ 中心的な経営体へのサポート体制が構築されている。            | 施設整備事業及び整備した施設の利用に関する中心的な経営体への関係機関等のその他の構成員によるサポート体制が構築されているか。  | 最大5点 |
| (2) 施設整備による生産基盤強化、新規就農の確保、飼料自給率等への効果  | 施設整備による飼養規模の拡大、飼料自給率等への効果を行動計画との整合性、それぞれの効果の伸び率（規模の大小によらない）により評価する。<br><br>① 家畜飼養管理施設・家畜排せつ物処理施設（飼養頭羽数の伸び率）<br>新設 (補改修のみ) 点数<br>・ 100%以上 (50%以上) 5点<br>・ 50%以上 (25%以上) 4点<br>・ 30%以上 (15%以上) 3点<br>・ 10%以上 (5%以上) 2点<br>・ 10%未満 (5%未満) 1点<br>・ 新規就農の場合 5点<br><br>② 自給飼料関連施設<br>(飼料の作付面積、収穫量、単収又は飼料自給率の拡大) | 5点   |

(2) ⑥総合評価基準の見直し

平成28年8月30日全国担当者会議

|                       | <p>整備前の自給飼料作付面積等に応じて、次の配点を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新 設</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(600ha未満) (600ha以上)</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 20%以上 10%以上</td><td>5 点</td></tr> <tr> <td>・ 10%以上 5 %以上</td><td>4 点</td></tr> <tr> <td>・ 8 %以上 4 %以上</td><td>3 点</td></tr> <tr> <td>・ 6 %以上 3 %以上</td><td>2 点</td></tr> <tr> <td>・ 6 %未満 3 %未満</td><td>1 点</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 補改修の場合は、600ha以上の配点に準じる。</p>                | 新 設     | 点数     | (600ha未満) (600ha以上) |        | ・ 20%以上 10%以上 | 5 点    | ・ 10%以上 5 %以上 | 4 点    | ・ 8 %以上 4 %以上         | 3 点    | ・ 6 %以上 3 %以上 | 2 点 | ・ 6 %未満 3 %未満 | 1 点 |  |
|-----------------------|--|---------|--------|---------------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|-----------------------|--------|---------------|-----|---------------|-----|--|
| 新 設                   | 点数   |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| (600ha未満) (600ha以上)   |  |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 20%以上 10%以上         | 5 点  |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 10%以上 5 %以上         | 4 点  |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 8 %以上 4 %以上         | 3 点  |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 6 %以上 3 %以上         | 2 点  |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 6 %未満 3 %未満         | 1 点  |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
|                       | <p>③ 畜産物加工施設</p> <p>(整備した畜産物加工施設における全処理量に対する当該協議会構成員の生産した畜産物の処理量の割合)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・ 100%</td><td>5 点</td></tr> <tr> <td>・ 80%以上</td><td>4 点</td></tr> <tr> <td>・ 60%以上</td><td>3 点</td></tr> <tr> <td>・ 50%以上</td><td>2 点</td></tr> <tr> <td>・ 50%未満</td><td>1 点</td></tr> </tbody> </table>  | ・ 100%  | 5 点    | ・ 80%以上             | 4 点    | ・ 60%以上       | 3 点    | ・ 50%以上       | 2 点    | ・ 50%未満               | 1 点    |               |     |               |     |  |
| ・ 100%                | 5 点  |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 80%以上               | 4 点  |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 60%以上               | 3 点  |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 50%以上               | 2 点  |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 50%未満               | 1 点  |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| (3) 収益向上効果に対する投資効率    | <p>総事業費が3億円を超える事業について、「収益向上効果（経営体の所得向上効果）」 ÷ 「総事業費」で算出される値により、収益向上効果に対する投資効率を評価する。</p> <p><u>「収益向上効果（経営体の所得向上効果）」</u><br/> <u>「総事業費」</u><br/>     の値に応じて、5点から減点</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・ 1 %未満</td><td>: 4 点減</td></tr> <tr> <td>・ 1 %以上 3 %未満</td><td>: 3 点減</td></tr> <tr> <td>・ 3 %以上 6 %未満</td><td>: 2 点減</td></tr> <tr> <td>・ 6 %以上 9 %未満</td><td>: 1 点減</td></tr> <tr> <td>・ 9 %以上及び総事業費3億円以下の事業</td><td>: 減点なし</td></tr> </tbody> </table> | ・ 1 %未満 | : 4 点減 | ・ 1 %以上 3 %未満       | : 3 点減 | ・ 3 %以上 6 %未満 | : 2 点減 | ・ 6 %以上 9 %未満 | : 1 点減 | ・ 9 %以上及び総事業費3億円以下の事業 | : 減点なし | 5点            |     |               |     |  |
| ・ 1 %未満               | : 4 点減   |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 1 %以上 3 %未満         | : 3 点減   |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 3 %以上 6 %未満         | : 2 点減   |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 6 %以上 9 %未満         | : 1 点減   |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |
| ・ 9 %以上及び総事業費3億円以下の事業 | : 減点なし   |         |        |                     |        |               |        |               |        |                       |        |               |     |               |     |  |

## 2 施設整備の地域全体への波及効果等

| 評価する内容                              | 評価の方法  | 配点  |
|-------------------------------------|--|-----|
| (1) 施設整備と畜産クラスター計画の整合性              | 施設整備と畜産クラスター計画との整合性、関連する取組の具体性等から、当該施設整備による効果の実現可能性を評価する。  | 12点 |
| ① 施設整備の内容と行動計画の内容が整合的である。           | 施設整備の規模、機能、利用方法が、行動計画で実施することとしている取組に照らして適切なものであるか。<br>(不必要的機能を有する施設整備の内容となっていないか。継続的な利用によりクラスター計画の目標を達成できると見込める利用方法となっているか。)   | 最大点 |
| ② 施設整備の内容と収益向上効果が整合的である。            | 整備した施設を利用した取組が行動計画に沿って着実に行われた場合、地域全体の収益向上に効果的なものとなっているか。   | 最大点 |
| (2) 政策課題への対応                        |  | 12点 |
| ① 畜産クラスター計画に示された政策課題に対して効果を有する。     | 畜産クラスター計画に示された政策課題（「特に推進すべき課題」、都道府県計画等に整合する課題）に対して、効果的な施設として利用されると見込まれるか。  | 最大点 |
| ② 都道府県、市町村等が課題への対応状況を把握し、必要な支援を行える。 | 政策課題への対応について、都道府県が施設の利用状況を確認・把握することができ、必要な支援を行うほか、施設利用の成果を計画的に活用する方策が存在するか。  | 最大点 |
| (3) 整備した施設に係る活用方法・効果の地域的な共有         |  | 11点 |
| ① 整備した施設の活用方法について地域的な体制が整備されている。    | ア) 共同利用施設<br>整備した施設の共同利用を通じた取組について、共同利用施設が多くの経営体に効果的に活用されるための方法・計画についての関係者間での話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、その方法・計画の理解が醸成されているか。 | 最大点 |

(2) ⑥総合評価基準の見直し

平成28年8月30日全国担当者会議

|                             |   |     |
|-----------------------------|---|-----|
|                             | イ) 個々の中心的な経営体の施設<br>個々の中心的な経営体が整備した施設を地域的な連携により活用する取組について、地域全体での目標や個々の中心的な経営体の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよう協議会事務局等により、広報・指導、推進などが行われているか。 |     |
| ② 施設整備の効果について、地域内で情報共有ができる。 | 整備した施設を活用する取組の実施状況が報告、把握され、取組の効果や改善方法についての話し合い等を通じて、情報共有がなされるようになっているか。   | 最大点 |

合計 60点

1 加算事項

都道府県知事は、総合評価の実施にあたり、以下に該当する場合には、「施設整備の事業計画に係る総合評価」の合計点に、それぞれの点数を加算することができるものとする。

なお、以下の各計画にあっては、目標年度は、事業実施後5年とし、その進捗状況を把握できるものであること。

(1) 国産飼料の生産・利用拡大のための加算（いずれかに該当すれば2点）

国産飼料の生産・利用を拡大するため、畜産クラスター計画において、政策課題として「自給飼料の拡大」を選択している取組に位置づけられた施設整備であって、取組主体が以下のいずれかに該当する計画を有しており、その行動計画の実現可能性が高く評価できる場合であり、その生産または利用について、供給する側と利用する側の間で、今後、3年間以上にわたる契約等の具体的な取決めがなされている場合。

- ① 自給飼料の生産拡大の具体的な数値目標が設定されており、生産量若しくは利用量が現状値より、10%以上向上する計画となっている場合。
- ② エコフィードの利用拡大の具体的な数値目標が設定されており、利用量が現状値より、10%以上向上する計画となっている場合。

(2) 畜産・酪農の生産基盤強化及び飼養管理の高度化のための加算

畜産・酪農の生産基盤強化及び飼養管理の高度化を図るため、畜産クラスター計画において、政策課題として「飼養管理の改善」を選択している取組に位置づけられた施設整備であって、取組主体が以下のいずれかに該当する計画を有しており、

その行動計画の実現可能性が高く評価できる場合。

① 家畜の改良を効率的、効果的に行う場合（いずれかに該当すれば2点）

ア) 酪農経営にあっては、

- a) 牛群検定情報に基づいた経営の改善に取り組み、飼養する乳用牛の除籍産次（または平均産次）を現状値（または地域の平均値）より、概ね5%以上向上する計画となっている場合。
  - b) 自家育成や育成牧場の活用等により、自家生産する乳用種めす牛の生産頭数を現状値より、概ね5%以上向上する計画となっている場合。
  - イ) 繁殖経営にあっては、育種価等に基づいた牛群整備を通じて経営の改善に取り組み、分娩間隔（または初産月齢）を現状値（または地域の平均値）より、概ね5%以上短縮する計画となっている場合。
  - ウ) 育肥経営にあっては、繁殖雌牛の導入や育種価等に基づいた経営の改善に取り組み、出荷月齢を現状値（または地域の平均値）より、概ね10%以上短縮する計画となっている場合。乳用種（交雑種を含む）肥育から和牛の肥育への転換を図る計画となっている場合。
  - エ) 養豚経営にあっては、
  - a) 国産種豚を導入し、産子数などの繁殖に係る情報に基づいた母豚群整備を通じて経営の改善に取り組む計画となっている場合。
  - b) 優良な種豚の導入等を通じた経営の改善に取り組み、母豚1頭当たりの年間離乳頭数や出荷日齢を現状値より、概ね5%以上改善する計画となっている場合。
  - オ) 養鶏経営にあっては、
  - a) 差別化や地域振興並びに国内の生産基盤を強化を図るために、国産種鶏を導入する計画となっている場合。
  - b) 優良な鶏の導入等を通じた経営改善に取り組み、卵用鶏にあっては産卵率が「鶏の改良増殖目標」における目標数値である88%（鶏群の50%産卵日齢に達した日から1年間）を超える計画となっている場合、肉用鶏にあっては育成率を現状値より、概ね2%以上改善する計画となっている場合。
- ② 飼養管理の高度化を推進する場合（いずれかに該当すれば2点）
- ア) 農場HACCPの認証取得に取り組む計画となっている場合。
  - イ) 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」（公益社団法人畜産技術協会）に即した飼養管理を行い、同チェックリストにより、これを確認している旨を記載している計画となっている場合。

## 2 減算事項

### (1) 事業環境の整備及び適正な補助事業執行に係る減算

都道府県知事は、総合評価の実施にあたり、以下の事項について、確認がされない場合においては、「施設整備の事業計画に係る総合評価」の合計点から、それぞれの点数を減算するものとする。

① 取組主体において、家畜排せつ物の管理等が関係法令に基づき適正に行われており、施設整備後もその規模に応じて、適切な家畜排せつ物等の処理が行われる

## (2) ⑥総合評価基準の見直し

平成28年8月30日全国担当者会議

計画となっていること。（確認がされない場合の減算点：10点）

- ② 地域住民等に対する事業説明が適切になされており、事業が円滑に実施されると見込まれること。（確認がされない場合の減算点：10点）

※ 「地域住民等に対する事業説明が適切になされており」とは、地域の状況に応じて、必要により複数回にわたり事業説明が実施されていることをいう。

※ 「事業が円滑に実施されると見込まれること」とは、事業説明の実施の結果、住民合意が得られていること、または、得られることが確実と見込まれる状況になっていることをいう。

- ③ 取組主体及び事業実施主体である協議会の代表者が、過去に他の国庫補助事業により施設整備を行っている場合、その施設に関して、「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律」その他関係規程に基づき、適切な利用、報告等がなされていること。（確認がされない場合の減算点：10点）

## (2) 政策課題の方向性に係る減算

- ① 肉用牛繁殖雌牛の飼養頭数が増加しない場合の減算

家畜飼養管理施設を整備（補改修を含む）する中心的な経営体（繁殖経営、肥育経営のいかんを問わず全ての肉用牛経営）において、飼養される繁殖雌牛が現状より増える計画となっていること、若しくは、当該中心的な経営体において繁殖雌牛が現状よりも増える計画となっていない場合にあっては、当該中心的な経営体を含む地域の連携により、畜産クラスター協議会全体で飼養される繁殖雌牛が現状より増える計画となっていること。（該当しない場合の減算点：5点）

- ② 乳用雌牛の生産が増加しない場合の減算

家畜飼養管理施設を整備（補改修を含む）する中心的な経営体で生産される乳用雌牛が現状より増える計画となっていること、若しくは、当該中心的な経営体で生産される乳用雌牛が増える計画となっていない場合にあっては、当該中心的な経営体を含む地域の連携により、畜産クラスター協議会全体で生産される乳用雌牛が現状より増える計画となっていること。（該当しない場合の減算点：5点）

(別添)

## 《政策課題と特に推進すべき取組》

## i ) 新規就農の確保

- (恒常的かつ組織的な新規就農希望者の確保対策)
- (恒常的かつ組織的な離農農場情報の収集と新規就農希望者への提供)
- (恒常的かつ組織的な新規就農者の技術習得支援)
- (組織的な高齢生産者から新規就農者への知識・経験の継承の取組)

## ii ) 担い手の育成

- (恒常的かつ組織的な担い手への技術習得支援)
- (組織的な取組による担い手の農場等を活用した技術実証)
- (生産者グループによる勉強会の実施)
- (管理獣医師や経営アドバイザーを活用した外部評価)

## iii) 労働負担の軽減

- (組織的な取組による放牧の実施)
- (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー) の利用拡大)
- (省力化ロボットの導入)
- (ICTを活用した精密飼養管理システムの導入・活用)

## iv) 飼養規模の拡大・飼養管理の改善

- (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー) の利用拡大)
- (乳用牛の後継牛の確保・育成)
- (肉用牛の繁殖雌牛の増頭)
- (繁殖・肥育一貫経営への移行)
- (性判別技術や受精卵移植技術の活用)
- (マルチサイト方式の導入)
- (オールインオールアウト方式の導入)
- (地域的・組織的な家畜改良の取組への参画)

## v ) 自給飼料の拡大

- (飼料用米・稲WCSの利用拡大)
- (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター) の利用拡大)
- (組織的な取組による放牧の実施)
- (イアコーン等の新たな濃厚飼料原料の生産・利用)
- (エコフィードの生産・利用の拡大)
- (国産飼料の流通体制の整備)

## vi) 畜産環境問題への対応

- (畜産環境アドバイザーの活用)
- (臭気対策して、高度で最適な低減技術 (バノフィルター、光触媒等) の活用)

(2) ⑥総合評価基準の見直し

平成28年8月30日全国担当者会議

- (汚水処理対策として、高度で最適な処理技術（活性汚泥処理、膜処理等）の活用）
- （地方公共団体が参画した地域理解の醸成）

vii) その他都道府県知事が別途定める課題

(3) 重点化枠等の取組に係る畜産クラスター計画の記載方法  
(参考様式)

平成28年8月30日全国担当者会議

畜産クラスター計画

| 都道府県 | 地域 | 協議会の名称 | 作成年月日 | 更新年月日 |
|------|----|--------|-------|-------|
|      |    |        |       |       |

活用しようとする特別枠

| 肉用牛・酪農重点化枠 | 中山間地域優先枠 | 輸出拡大優先枠 |
|------------|----------|---------|
|            |          |         |

※ 肉用牛・酪農重点化枠を活用する場合、機械導入事業（重点化枠の取組に係るもののみ）、実証事業に係る事業実施計画書を添付すること。

※ 輸出拡大優先枠を活用する場合、「生産拡大計画（畜産クラスター計画の行動計画等）」に具体的な記述がなされる場合には、それをもって代えることができる。」及び輸出に取り組む事業者の「輸出計画」を添付すること。

構成員と役割

| 構成員 | 事業内容又は事業手続に係る役割                   |
|-----|-----------------------------------|
|     | 1. 協議会事務局<br>2. (番号○)<br>3. (番号○) |
|     | 1. (番号○)                          |
|     | ※輸出枠での取組にあつては、輸出に取り組む事業者が含まれていること |

※ 「事業内容又は事業手続に係る役割」欄には、「1目的」に記載される番号に係る取組ごとの役割を記載する。

### 1 目的

| 番号    | テーマ                         | 目的   |
|-------|-----------------------------|--|
| 1     | 《重点テーマ》<br>《付隨テーマ》          | 《現状（直近数年間の状況変化）》<br>《対策を講じない場合に予想される将来の状況》<br>《目的（将来（〇年後）目指す姿）》                              |
| 肉 酪 杆 | 《テーマ》<br>乳用後継牛の確保・育成の<br>推進 | 《現状（直近数年間の状況変化）》<br><b>現状水準（既に行われている取組の具体的な内容（4つ以上））</b><br>_____<br>_____<br>_____<br>_____ |

※ 現状水準の達成状況だけではなく、その背景や現状水準の達成に至るまでの具体的な取組等を記載。  
《対策を講じない場合に予想される将来の状況》  
《目的（将来（〇年後）目指す姿）》

|      |                              |   |
|------|------------------------------|---|
| 中山間枠 | 《テーマ》<br>放牧を活用した規模拡大に必要な畜舎整備 | 《現状（直近数年間の状況変化）》<br>○対象地域への該当状況（市町村が確認すること）<br>○○法に基づく、○○地域に該当。 |
|      | 《対策を講じない場合に予想される将来の状況》       | 《対策を講じない場合に予想される将来の状況》  |
| 輸出枠  | 《目的（将来（〇年後）目指す姿）》            | 《現状（直近数年間の状況変化）》<br>《対策を講じない場合に予想される将来の状況》                      |
|      | 《目的（将来（〇年後）目指す姿）》            | 《目的（将来（〇年後）目指す姿）》   |

※ テーマは、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載された政策課題から選択、又は独自のテーマ設定も可。複数の「重点テーマ」の設定も可（3つ以上の場合は適宜記載欄を追加のこと）。協議会が主として達成しようとするテーマがあれば「付随テーマ」としてその取組の付隨的な効果として達成しえるテーマであることが、目的の記述から明らかであること。

※ 目的は、「現状」、「対策を講じない場合に予想される将来の状況」を定量的に分析した記述を行うことで、「目的」の設定の必要性を明らかにすること。「目的（将来目指す姿）」は、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載された「目的」を参考に地域の実情に応じて具体的に記載すること。

## 2 協議会の取組内容

|       |               |              |
|-------|---------------|--------------|
| 中山間 牡 |               |              |
|       | 都道府県計画等での位置づけ | (輸出に取り組む事業者) |
|       |               |              |
|       | 都道府県計画等での位置づけ |              |

※ 「目的達成のための取組（概要）」には、目的の番号ごとに対応する取組の内容を記載し、記載に当たっては、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載された「取組」を参考として、取組の概要を記載する。

※ 「目的達成のための取組（概要）」には、酪肉近都道府県計画、市町村計画、H27年の酪肉近都道府県計画、市町村計画等」という。）における当該取組の位置づけを記載。に都道府県、市町村が定めた計画（以下「都道府県計画等」という。）における当該取組の位置づけを記載。

※ 「取組における中心的な経営体とその他の構成員の連携・役割分担」には、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載された「連携の内容（例）」を参考として、取組の主体（主語）を明らかにした上で、その取組において、中心的な経営体や関連するその他の構成員が行う取

組の概要を記載する。

### 3 行動計画

| 番号    | 取組毎の行動計画 | 行動計画の詳細           |                   |
|-------|----------|-------------------|-------------------|
|       |          | 中心的な経営体の行動計画      | その他の構成員の行動計画      |
|       |          | 《取組の主体》<br>《行動計画》 | 《取組の主体》<br>《行動計画》 |
| 肉 酪 枠 |          | 《取組の主体》<br>《行動計画》 | 《取組の主体》<br>《行動計画》 |

|      |         |         |
|------|---------|---------|
| 中山間枠 | 《取組の主体》 | 《取組の主体》 |
|      | 《行動計画》  | 《行動計画》  |
| 輸出枠  | 《取組の主体》 | 《取組の主体》 |
|      | 《行動計画》  | 《行動計画》  |
| 輸出枠  | 《取組の主体》 | 《取組の主体》 |
|      | 《行動計画》  | 《行動計画》  |

- ※ 「番号」は、「1目的」及び「2協議会の取組内容」の番号と対応すること。
- ※ 「行動計画の詳細」には、2協議会の取組内容に記載した「目的達成のための取組」の詳細な行動計画と「取組における中心的な経営体とその他の構成員の連携・役割分担」に対応する具体的な行動計画を記載する。具体的な行動計画とは、取組の主体毎に、これまでの取組内容、どのような取組を誰と、いつ（いつからいつまで）、どのような規模、方法により実施するのかを具体的に記載する。これにより、①取組の主体が果たすべき役割、②計画の実現可能性を明確化すること。
- ※ 中心的な経営体欄の《取組の主体》、《行動計画》は、個々の中心的な経営体別に記載するものとする。ただし、複数の中心的な経営体が連携して、同一又は類似の取組を行う場合にあっては、《取組の主体》に個々の中心的な経営体を明らかにした上で、共通する取組について《行動計画》に包括して記載することができるものとする。ただし、この場合、個々の中心的な経営体の取組内容の違い（規模、時期、方法等）は、4の中心的

- な経営体の概要で明らかにするものとする。
- ※ 全体的な調整、推進の役割を果たす構成員（事務局等）が、不特定多数の者を対象とした取組を実施する場合には、様式下段を参考として、その取組に関係する中心的な経営体を明らかにしつつ、中心的な経営体以外の者も含む不特定多数の者を対象とした取組であることがわかるよう記載する。

#### 4 中心的な経営体の概要

| 中心的な経営<br>体の名称            | 畜産農家・受託組織・新規就農<br>者の別及び飼養畜種 | 取組における中心的な経営体の<br>役割及び連携の内容 |                            |                              | 活用が見込まれる施策 |              |  |
|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|------------------------------|------------|--------------|--|
|                           |                             | 畜産・酪農収益力強化<br>整備等特別対策事業     | 畜産・酪<br>農生産力<br>強化対策<br>事業 | 畜産經營<br>体质強化<br>支援資金<br>融通事業 |            |              |  |
| 畜産農家等の別                   | 飼養畜種                        | 番号                          | 役割・連携の内容                   | 施設<br>整備                     | 機械<br>導入   | 調査・実証<br>・推進 |  |
| 肉用牛・酪農重点工作の取組に参画する中心的な経営体 |                             |                             |                            |                              |            |              |  |
| 中山間地域優先枠の取組に参画する中心的な経営体   |                             |                             |                            |                              |            |              |  |
| 輸出拡大優先枠の取組に参画する中心的な経営体    |                             |                             |                            |                              |            |              |  |

「4 中心的な経営体の概要」には、中心的な経営体の概要及び取組の内容、連携の相手方を「2 協議会の取組内容」及び「3 行動計画」に沿って記

載する。

※ 中心的な経営体が活用を見込んでいる施策があれば、その施策名を記載する。国庫補助事業以外でも活用を見込んでいる施策があれば記載する。

## 5 取組により期待される効果

| 番号    | 期待される効果<br>(生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出等の内容)                      | 目標                                  | 検証方法 |
|-------|---|-------------------------------------|------|
|       | 《重点テーマに対する効果》<br>(施設整備等事業実施による直接的な効果)<br><br>(連携の取組による間接的な効果) | 《重点テーマ》に係る KPI                      |      |
|       | 《付随テーマに対する効果》   |                                     |      |
|       | 《収益性向上効果》   |                                     |      |
| 肉 酪 枠 | 《目標水準の達成が見込まれる根拠》<br>※ 目標水準が達成される根拠について、定量的に記載。               | 《目標値》<br>※ 目標水準についての<br>当該取組における目標値 |      |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| <p><b>中山間枠</b></p> <p>《重点テーマに対する効果》<br/>(施設整備等事業実施による直接的な効果)</p> <p>(連携の取組による間接的な効果)</p> <p>《付随テーマに対する効果》</p> <p>《収益性向上効果》</p> | <p>《重点テーマ》に係る KPI</p> |
| <p><b>輸出枠</b></p> <p>《重点テーマに対する効果》<br/>(施設整備等事業実施による直接的な効果)</p> <p>(連携の取組による間接的な効果)</p> <p>《付隨テーマに対する効果》</p> <p>《収益性向上効果》</p>  | <p>《重点テーマ》に係る KPI</p> |

- ※ 「期待される効果」・「目標」には、可能な限り定量的に記載されることが望ましい。
- ※ 「検証方法」には、自らの計画の達成状況を把握するための手段を記載。
- ※ 《重点テーマ》に対する効果と《付随テーマに対する効果》を記載。
- ※ 施設整備や機械導入の事業を実施する場合には、その直接的な効果と連携による間接的な効果を記載。
- ※ それぞれの効果の総和としての収益性向上効果を記載。